# 京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例について

## 前文

- 京都では、個性豊かで先駆的な生活文化を生かした活力ある社会が築かれてきた。
- 社会経済情勢の変化の中で、将来にわたって活力ある社会を形成し続けるためには、一人一人の多様な価値観や暮 らし方が尊重されるようにしなければならない。
- これまでも、本市においては、多様な生き方が尊重される社会の実現に向けた歩みを進めてきた。
- その歩みをより強く確実にするため,京都の有する多様かつ豊かな蓄積にユニバーサルザインを採り入れ,すべて
- の人にとってできる限り生活しやすい社会環境の整備に,積極的に取り組む必要がある。 ・ みやこユニバーサルデザインの総合的推進により,すべての人が個人として尊重され,安心で安全な生活を営むこと ができるとともに、将来にわたって活力に満ちた社会を実現することを決意し、条例を制定する。

# 第1章 総則

### 第1条 目的

基本理念,本市及び事業者の責務,市民及び観光旅行者その他の滞在者の役割,その他の基本的事項を定め,みやこユニバーサル デザインを総合的に推進

### 第2条 定義

みやこユニバーサルデザイン = 京都が有する多様かつ豊かな蓄積にユニバーサルデザインを採り入れた社会環境の整備

製品、設備等をできる限り利用しやすいデザインにすることを目指す考え方 ユニバーサルデザイン

市民 = 市民,京都で働〈人,学ぶ人,活動する人

### 第3条 基本理念

- 個性の尊重
- 健康の保持増進
- 安心で安全な生活の確保
- 環境への配慮
- 国際社会の取組と協調

# 第4条 指針

- 基本理念にのっとり,施策を総合的に実施するため、
  - 具体的な目標 効果的に推進するための方策 その他重要事項 を規定
- 策定,変更にあたり、審議会の意見を聴取し、事業者、市民の意見を適切に反映
- 指針に基づく施策の実施状況を毎年公表
- 社会経済情勢の変化を踏まえ常に改善

# 働活本**第**動市、**9** 団 未 4 団体、大学及びR 、事業者、市民、 赤 相互の協力等

研観

研究機関は 指針に観光旅行者その他の

『に基づき協他の滞在者

### 第5条 本市の實務

- 指針に基づき推進
- 推進に関する施策への事業者,市民,観光旅行者その他の滞在者の参加,協力の促進と 適切な意見反映
- 事業者、市民による促進のために必要な措置

# 青務

### 第6条 事業者の責務

- みやこユニバーサルデザインへの理解
- 指針に基づき,主体的かつ積極的な推進
- 取組について,本市,市民,観光旅行者その他の滞在者の意見の適切な反映
- 本市の施策への協力

# 役割

### 第7条 市民の役割

みやこユニバーサルデザインへの 理解,推進への寄与

### 第8条 観光旅行者その他の滞在者の役割

みやこユニバーサルデザインへの理解、推進

# 第2章 みやこユニバーサルデザインの推進に関する基本的施策

### 第10条 施策の実施体制の整備

施策を総合的に実施するために必要な体制の整備

第11条 みやこユニバーサルデザインに関する理解を深めるための措置

事業者,市民及び観光旅行者その他の滞在者が理解を深めるための広報,啓発等

### 第12条 教育及び学習の振興

職場、地域その他様々な場において推進に関する教育及び学習の振興

### 第13条 人材の育成及び派遣等

推進を担う人材を育成、推進しようとするものに対する人材の派遣その他の必要な協力

### 第14条 調査研究

施策の策定、実施のために必要な調査研究、大学及び研究機関との連携

### 第15条 国及び他の地方公共団体との連携

推進に当たり国および他の地方公共団体との連携

## 第3章 審議会

第4章 雑則

附則

第19条 委任 施行期日

第16条~18条 審議会,審議会の組織,委員の任期

平成17年4月1日